

● 清水マリンビル利用料

1. 施設利用料

会 場	区分	午前 9時から 午前12時まで	午後 1時から 午後 5時まで	午後5時30分から 午後 9時まで	午前 9時から 午後 9時まで
多 目 的 ホ ー ル	平日	45,590 106,560	60,970	60,970 121,940	167,530
	休日	54,880 128,030	73,150	73,150 146,300	201,180
大 会 議 室 (6 A)	平日	14,840 34,480	19,640	19,640 39,280	54,120
	休日	17,720 41,420	23,700	23,700 47,400	65,120
中 会 議 室 (6B・5A)	平日	5,430 12,790	7,360	7,360 14,720	20,150
	休日	6,620 15,360	8,740	8,740 17,480	24,100
小 会 議 室 (6 C)	平日	4,260 10,020	5,760	5,760 11,520	15,780
	休日	5,220 12,150	6,930	6,930 13,860	19,080
和 室 A (6 D)	平日	2,340 5,530	3,190	3,190 6,380	8,720
	休日	2,880 6,720	3,840	3,840 7,680	10,560
和 室 B (6 E)	平日	2,550 6,170	3,620	3,620 7,240	9,790
	休日	3,190 7,450	4,260	4,260 8,520	11,710
展 示 室 (7 A)	平日	19,530 42,370	22,840	22,840 45,680	65,210
	休日	22,840 48,990	26,150	26,150 52,300	75,140

2. 冷暖房利用料

会 場	単 位	金 額 (円)
多 目 的 ホ ー ル	1時間につき	6,930
大 会 議 室 (6 A)		740
中 会 議 室 (6B・5A)		270
小 会 議 室 (6 C)		220
和 室 A (6 D)		130
和 室 B (6 E)		150
展 示 室 (7 A)		960

3. 備品（器具）利用料

名 称	単 位	金 額 (円)	
		午前、午後 夜間各1回	全 日
折りたたみ机	1 台	50	150
折りたたみいす	1 脚	10	30
移動ステージ	1 式	5,830	17,490
カーペットステージ	1 台	110	330
演台	1 台	110	330
司会台	1 台	110	330
花台	1 台	110	330
移動展示用パネル	1 枚	50	150
展示用机	1 台	50	150
ローリングタワー	1 基	5,500	16,500
パーライト	1 台	110	330
1kw平凸レンズスポット	1 台	110	330
500w平凸レンズスポット	1 台	50	150
1kwフレネルレンズスポット	1 台	110	330
500wフレネルレンズスポット	1 台	50	150
カッタースポット	1 台	550	1,650
ピンスポット	1 台	550	1,650
エフェクトスポット	1 台	550	1,650
オーロラマシン	1 台	550	1,650
ミラーボール	1 基	550	1,650

名 称	単 位	金 額 (円)	
		午前、午後 夜間各1回	全 日
移動型スピーカー	1 台	770	2,310
床上式マイクスタンド	1 本	50	150
卓上式マイクスタンド	1 本	50	150
移動式マイクセット	1 式	1,100	3,300
カセットデッキ	1 台	550	1,650
レコードプレーヤー	1 台	550	1,650
CDプレーヤー	1 台	550	1,650
ワイヤレスマイク	1 本	550	1,650
有線マイク	1 本	550	1,650
コンセント	1 □	160	480
ピット電源	1 回路	1,600	4,800
DVDプレーヤー	1 台	1,100	3,300
PCプロジェクター	1 台	1,100	3,300
16ミリ映写機	1 台	3,300	9,900
スライド映写機	1 台	1,100	3,300
多目的ホール用スクリーン	1 台	1,100	3,300
移動スクリーン	1 台	50	150
モニター	1 台	50	150
ダンスフロアパネル	1 枚	440	1,320

〈注〉 1. 休日とは、土曜日、日曜日及び国民の祝日に関する法律（昭和 23 年法律第 178 号）に規定する休日をいう。
2. 上記利用料は、消費税（10%）相当額が含まれた「総額表示」となっております。